プロジェクト　IFRS のエンドースメント手続

項目　本日の検討の概要

本日の検討の概要

1. 本日の委員会より、2014 年以後に IASB により公表された会計基準及び解釈指針(以下「会計基準等」という。）のエンドースメント手続を開始する。

2. 本日は、以下の資料により、検討の進め方及び具体的な検討を実施する。

   (1) 審議事項(2)-2「2014 年以後に IASB により公表された会計基準等のエンドースメント手続の検討の進め方」

   (2) 審議事項(2)-3「2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効される会計基準等（IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号等を除く）のエンドースメント手続」

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。